

○高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則

平成14年 3 月29日教育委員会規則第 4 号

**改正**

平成14年11月 5 日教育委員会規則第18号

平成15年 9 月30日教育委員会規則第 8 号

平成16年 3 月30日教育委員会規則第 8 号

平成16年10月12日教育委員会規則第22号

平成16年12月28日教育委員会規則第27号

平成17年 7 月29日教育委員会規則第29号

平成18年 1 月27日教育委員会規則第 2 号

平成18年 9 月 5 日教育委員会規則第13号

平成19年 3 月30日教育委員会規則第 8 号

平成19年 3 月30日教育委員会規則第10号

平成19年 9 月 4 日教育委員会規則第18号

平成19年12月 4 日教育委員会規則第23号

平成20年 9 月12日教育委員会規則第11号

平成21年10月23日教育委員会規則第20号

平成22年 1 月12日教育委員会規則第 1 号

平成22年 7 月20日教育委員会規則第12号

平成23年 8 月12日教育委員会規則第19号

平成24年12月28日教育委員会規則第11号

平成26年 8 月12日教育委員会規則第25号

平成28年 3 月31日教育委員会規則第15号

平成28年 9 月 2 日教育委員会規則第23号

令和 4 年 9 月26日教育委員会規則第13号

令和 6 年 3 月26日教育委員会規則第 1 号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則をここに公布する。

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第 3 号。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与を受ける者の要件等)

**第2条** 条例第1条の教育委員会規則で定める専修学校の高等課程は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする学科であつて、その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている修業年限2年以上のものとする。

2 条例第2条第1項第1号の教育委員会規則で定める保護者（以下「保護者」という。）は、同項の規定に基づき貸与される奨学金（別表第1を除き、以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）の親権者又は未成年後見人とする。

3 前項の規定にかかわらず、相当の理由があると認める場合には、高知県教育長（以下「県教育長」という。）が認める者を保護者とすることができる。

4 条例第2条第1項第2号の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けた世帯に属する者

(2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた者の属する世帯（市町村民税を課税された者が1人以上いる世帯を除く。）に属する者

(3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた者の属する世帯（市町村民税の減免を受けなかった者が1人以上いる世帯を除く。）に属する者

(4) 世帯の収入が生活保護法の規定による保護の基準を勘案して県教育長が定める基準額（次号において「基準額」という。）以下である世帯に属する者

(5) 主としてその収入によって世帯の生計を支えている者の失職、破産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等（以下「生計急変の事由」という。）により、収入が著しく減少し、基準額以下となった世帯に属する者

(6) 生計急変の事由により、収入が著しく減少し、又は支出が著しく増大した世帯に属する者で、著しく修学が困難であると県教育長が認めたもの

5 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める奨学金等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による就学支度資金及び高知県生活福祉資金貸付事業に係る教育支援

資金のうち就学支度費とする。

(貸与の申請手続)

**第3条** 高等学校等（条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に進学を希望し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度の12月15日までに、県教育長に提出しなければならない。

- (1) 別記第1号様式の3の2による誓約書
- (2) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し
- (3) 前2号に掲げる書類のほか、県教育長が必要であると認める書類

2 高等学校等に在学し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式の2による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、県教育長に提出しなければならない。

- (1) 別記第1号様式の3の2による誓約書
- (2) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し
- (3) 在学する高等学校等が発行する在学証明書
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要であると認める書類

3 高等学校等に在学し、前条第4項第5号又は第6号の規定に該当する申請者は、生計急変の事由が発生したときから1年以内に、別記第1号様式の3による申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

- (1) 別記第1号様式の3の2による誓約書
- (2) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し並びに収入が著しく減少し、又は支出が著しく増加したことを証明する書類
- (3) 在学する高等学校等が発行する在学証明書
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要であると認める書類

4 申請者は、2人の連帯保証人を定め、第1項第1号、第2項第1号又は前項第1号に掲げる誓約書に署名させなければならない。

5 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）のうち少なくとも1人は、保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。

6 申請者が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は高等学校等に在学している場合の第1項から第3項までの規定による申請書等の提出は、当

該在学している中学校又は高等学校等を通じて行わなければならない。

(貸与の内定等)

**第3条の2** 県教育長は、前条第1項の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、奨学金の貸与が内定した申請者（次条第1項において「内定者」という。）には別記第1号様式の4による高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書により、内定しない申請者にはその旨を通知するものとする。

2 前条第1項の規定による申請書等の提出が学校を通じて行われたときは、県教育長は、当該学校に前項の規定により申請者に通知した内容を通知するものとする。この場合において、当該学校が市町村の設置する中学校のときは、当該市町村の教育長を経由して行うものとする。

(貸与の決定等)

**第4条** 県教育長は、内定者について4月30日までに高等学校等に在学していることを確認したとき又は第3条第2項若しくは第3項の規定による申請書等を受理したときは、奨学金を貸与する者を決定し、奨学金を貸与する内定者又は申請者には別記第2号様式による高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書により、貸与しない内定者又は申請者にはその旨を通知するものとする。

2 第3条第2項又は第3項の規定による申請書等の提出が学校を通じて行われたときは、県教育長は、当該学校に前項の決定内容を通知するものとする。

3 県教育長は、第1項の規定により奨学金の貸与の決定を行ったときは、奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が在学する高等学校等に奨学生の住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

(貸与の期間)

**第5条** 条例第3条第2項ただし書に規定する教育委員会規則で定める奨学金の貸与の期間については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度とする。

- (1) 定時制の課程 4年間
- (2) 通信制の課程 4年間
- (3) 専攻科の課程 2年間
- (4) 別科の課程 1年間

2 第2条第4項第5号又は第6号の規定に該当する奨学生に係る奨学金の貸与の期間については、第3条第3項の規定により申請者が申請を行った日の属する月から前条第1項の規定により県教育長が奨学金の貸与の決定を通知した日の属する年度末までを限度とする。

(連帯保証人)

**第6条** 連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担する。

2 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき、連帯保証人が死亡したとき又は県教育長が連帯保証人を不適当であると認めて変更を命じたときは、別記第4号様式による連帯保証人異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が高等学校等に在学するときは、当該高等学校等を経由して行うものとする。

3 県教育長は、奨学生が前項の連帯保証人異動報告書を提出しないとき（連帯保証人が死亡したとき又は県教育長が連帯保証人を不適当であると認めて変更を命じたときに限る。）は、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。

（奨学金の貸与の方法）

**第7条** 奨学金は、奨学生の指定する本人の口座への口座振替により貸与する。

2 前項の口座の指定は、第3条第1項から第3項までの規定により申請書等を提出するときに行うものとする。

3 奨学生は、奨学金が振り込まれる口座を変更しようとするときは、別記第5号様式による奨学金振込口座変更届を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

（保護者に異動があった場合の報告）

**第8条** 奨学生は、保護者を変更しようとするとき、保護者が死亡したとき又は県教育長が保護者を不適当であると認めて変更を命じたときは、別記第6号様式による保護者異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が高等学校等に在学するときは、当該高等学校等を経由して行うものとする。

（届出等）

**第9条** 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第7号様式による奨学生（保護者・連帯保証人）異動届を直ちに県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が高等学校等に在学するときは、当該高等学校等を経由して行うものとする。

（1）氏名又は住所を変更したとき。

（2）退学、転学、転籍又は編入学をしようとするとき。

（3）休学又は3月を超える欠席をしようとするとき。

（4）復学し、又は前号の欠席をやめたとき。

（5）保護者の氏名又は住所に変更があったとき。

（6）連帯保証人の氏名、住所、職業若しくは勤務先に変更があったとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

- 2 保護者又は連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、別記第7号様式による奨学生（保護者・連帯保証人）異動届を直ちに県教育長に提出しなければならない。

（貸与月額の変更）

**第9条の2** 奨学生は、転学若しくは編入学をしたことにより貸与を受けている奨学金の奨学金区分の変更が必要となったとき又は条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更を申し出ようとするときは、別記第8号様式による奨学金貸与月額変更申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

- 2 県教育長は、変更申請書を受理した場合は、貸与する奨学金の月額を変更するかどうかを決定し、奨学金の月額を変更するときは別記第8号様式の2による奨学金貸与月額変更通知書により、変更しないときはその旨を、奨学生が在学する高等学校等を経由して奨学生に通知するものとする。

- 3 第1項の奨学金区分の変更による奨学金の月額の変更は、転学又は編入学をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月）から、これを行うものとする。

- 4 第1項の条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更は、変更申請書に記載された変更希望日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月）から、これを行うものとする。ただし、当該変更希望日が当該変更申請書を県教育長が受理した日以前の日である場合は、当該受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月）から行うものとする。

（貸与の一時停止に係る通知）

**第10条** 県教育長は、条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止したときは、別記第9号様式による奨学金貸与一時停止通知書により、奨学生が在学する高等学校等を経由して奨学生に通知するものとする。

（貸与の再開）

**第11条** 条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止された奨学生は、条例第5条の規定により奨学金の貸与の再開を申請しようとするときは、別記第10号様式による奨学金貸与再開申請書を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

- 2 県教育長は、前項の規定による奨学金貸与再開申請書を受理したときは、奨学金の貸与の再開の適否を決定し、奨学金の貸与の再開を適当であると認めたときは別記第11号様式による奨学金貸与再開通知書により、不適当であると認めたときはその旨を、奨学生が在学する高等学校等を

經由して当該申請を行った者に通知するものとする。

- 3 条例第5条の規定による奨学金の貸与の再開は、奨学金の貸与を一時停止する理由のなくなった日（第1項の規定による奨学金貸与再開申請書の受理が当該日後となったときにあっては、当該受理をした日）の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときにあっては、当該日の属する月）から行うものとする。

（奨学金の辞退）

**第12条** 奨学生は、奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、辞退届を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

（貸与の取消しに係る通知）

**第13条** 県教育長は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消したときは、別記第12号様式による奨学金貸与取消通知書により、奨学生が在学する高等学校等を経由して奨学生に通知するものとする。

（借用証書の提出）

**第14条** 奨学生は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消されたとき又は奨学金の最終の交付を受けたときは、直ちに別記第13号様式による高知県高等学校等奨学金借用証書を県教育長に提出しなければならない。

（返還の期間）

**第15条** 条例第7条の教育委員会規則で定める期間は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 奨学生が高等学校等を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度であると認められる教育施設で修学するために資金の貸与を受け、かつ、奨学金の返還の期間の変更を希望するときは、別表第1に定めるところにより、20年以内の期間で返還の期間を変更することができる。
- 3 前項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更しようとする者は、別記第14号様式による返還期間変更申請書を県教育長に提出しなければならない。
- 4 県教育長は、前項の規定による返還期間変更申請書を受理したときは、奨学金の返還の期間を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

（返還の方法）

**第16条** 条例第7条に規定する奨学金の返還の方法は、月賦、半年賦又は年賦によるものとし、指定金融機関等（指定金融機関又は指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち県教育長が指定する金融機関をいう。以下この条において同じ。）に設けられた奨学生本人の口座からの振替を

原則とする。ただし、県教育長が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る納期限は、月賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては4月末日及び10月末日、年賦にあつては10月末日（当該月末日が当該返還に係る指定金融機関等の休業日に当たるときは、当該休業日後の最初の当該指定金融機関等の営業日）とする。
- 3 奨学生は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消されたとき、奨学金の最終の交付を受けたとき又は条例第8条の規定に基づく奨学金の返還の猶予の期間が満了したときは、速やかに別記第15号様式により第1項の口座の指定を行い、当該口座が設けられている指定金融機関等を経由して県教育長に届け出なければならない。
- 4 奨学生が前項の規定により届け出た口座を変更しようとするときは、同項の規定を準用する。
- 5 奨学生は、いつでも奨学金の繰上返還をすることができる。
- 6 奨学生が第2項に規定する納期限までに奨学金を返還しなかったときは、貸与を受けた奨学金の全額（当該奨学金の一部が返還されている場合にあつては、当該返還されている額を控除した額）を一括して返還させることができる。

（返還の猶予）

**第17条** 条例第8条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、別記第16号様式による奨学金返還猶予申請書に奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

- 2 県教育長は、前項の規定による奨学金返還猶予申請書を受理したときは、奨学金の返還の猶予の適否を決定し、奨学金の返還の猶予を適当であると認めたときは別記第17号様式による奨学金返還猶予通知書により、不適当であると認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 条例第8条第1号の教育委員会規則で定める学校は、高等学校等、大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度であると認められる教育施設とする。ただし、大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度であると認められる教育施設については、通信による教育を行うものを除く。
- 4 条例第8条第2号の経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときは、奨学金の貸与を受けた者が経済的な理由により奨学金を返還することが困難な状況にあるものとして県教育長が定める要件に該当していることとする。
- 5 条例第8条第2号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1年以内で県

教育長が認める期間とする。この場合において、当該期間が終了する際においても前項の要件に該当しているときは、更に1年以内で当該期間を延長することができる。

6 前項後段の規定は、当該延長した期間が終了する際（この項の規定の適用がある場合を含む。）について準用する。

7 条例第8条第3号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めたときは、更に1年以内で当該期間を延長することができる。

8 第1項及び第2項の規定は、第5項（第6項において準用する場合を含む。）又は前項の規定に基づき奨学金の返還の猶予の期間の延長を受けようとする者について準用する。

（返還の免除）

**第18条** 条例第9条に規定する精神又は身体の著しい障害は、別表第2及び別表第3に定める障害とする。

2 条例第9条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けようとする者は、別記第18号様式による奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

（1）奨学生が死亡したとき 死亡したことを証する書類

（2）奨学生が前項に規定する障害を受けたとき 精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師が発行する診断書（当該障害を受けたことを確認することができるものに限る。）

3 県教育長は、前項の規定による奨学金返還免除申請書を受理したときは、奨学金の返還の免除の適否及び返還を免除する額を決定し、奨学金の返還の免除を適当であると認めたときは別記第19号様式による奨学金返還免除通知書により、免除を不適當であると認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 条例第9条の規定に基づき返還を免除する額は、次に掲げる額とする。

（1）奨学生が死亡したとき又は別表第2に定める障害を受けたときは、奨学金の返還未済額の全額

（2）奨学生が別表第3に定める障害を受けたときは、奨学金の返還未済額の4分の3の額（延滞利子）

**第19条** 条例第10条第1項の規定により延滞利子を徴収する場合において、その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、当該端数又は当該全額を切り捨てるものと

する。

(事務処理の特例)

**第20条** 条例第11条の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 第3条第1項の規定による申請書等の受理
  - (2) 第3条の2第1項の規定による高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書等の交付
- (委任)

**第21条** この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与、返還等に関し必要な事項は、県教育長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(申請書の提出期間に関する特例)

- 2 第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、平成14年度の奨学金の貸与に係る申請書等の提出期間は、申請者が高等学校等に入学した日から平成14年4月30日（やむを得ない理由があると県教育長が認める場合にあっては、同年5月15日）までの間とする。

#### 附 則（平成14年11月5日教育委員会規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成15年9月30日教育委員会規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に奨学金の貸与の決定を受けた者は、なお従前の例による。

#### 附 則（平成16年3月30日教育委員会規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第1号様式、別記第8号様式及び別記第15号様式は、この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

**附 則**（平成16年10月12日教育委員会規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条及び第3条の2の規定による申請及び貸与の内定に関し必要な行為は、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、改正後の規則第3条及び第3条の2の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の規則の規定にかかわらず、施行日前に高等学校等に在学中の者にあつては改正後の規則第16条第1項、第18条の2及び別表第1（この場合において同表中「基準額（a）」とあるのは「基準額」と読み替えるものとする。）の規定、奨学金の貸与の決定を受けている者にあつては改正後の規則第16条第1項及び第18条の2の規定を除き、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年12月28日教育委員会規則第27号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**（平成17年7月29日教育委員会規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項、第17条第3項及び別表第2備考の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に奨学金の貸与の決定を受けている者にあつては、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年1月27日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年9月5日教育委員会規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1備考第3号の改正規定（「第4条」を「第4条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年3月30日教育委員会規則第8号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年9月4日教育委員会規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式、別記第1号様式の2及び別記第1号様式の4の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年12月4日教育委員会規則第23号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則**（平成20年9月12日教育委員会規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1備考(2)の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）別表第1の規定は、平成21年4月1日以後に奨学金の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第13号様式及び別記第15号様式は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

**附 則**（平成21年10月23日教育委員会規則第20号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項の改正規定（「修学資金」を「教育支援資金」に改める部分に限る。）及び同条第6項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第2条第6項を削る改正規定に限る。）による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第2条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第69号）の施行の日以後に新たに奨学金の貸与を決定する者が同日前に行う奨学金の貸与の申請手続及び当該奨学金の貸与の内定については、この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条及び第3条の2の規定の例による。

(高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

- 4 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成22年1月12日教育委員会規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則中第2条の規定は公布の日から、第1条の規定及び次項の規定は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第15号様式は、同条の規定による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

**附 則**（平成22年7月20日教育委員会規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に規定する場合を除き、この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条、第4条及び第6条並びに別記第1号様式から

別記第1号様式の3の2までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奨学金の貸与を申請する者について適用し、施行日前に奨学金の貸与を申請した者については、なお従前の例による。

- 3 平成23年4月1日前に新規則第3条第3項に規定する申請者が奨学金の貸与を申請する場合については、なお従前の例による。
- 4 新規則第11条第3項及び別記第10号様式の規定は、施行日以後に奨学金の貸与の再開を申請する者について適用し、施行日前に奨学金の貸与の再開を申請した者については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年8月12日教育委員会規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第1号様式から別記第1号様式の3の2までの規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与を申請する者について適用し、同日前に奨学金の貸与を申請した者については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年12月28日教育委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年8月12日教育委員会規則第25号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日教育委員会規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年9月2日教育委員会規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第3項の規定により平成29年4月1日前に同項の申請書を提出する場合における同項第1号の誓約書については、この規則による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第1号様式の3の2によることができる。

**附 則**（令和4年9月26日教育委員会規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

**附 則**（令和6年3月26日教育委員会規則第1号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**別表第1**（第15条関係）

| 貸与金額                  | 返還期間 |
|-----------------------|------|
| 300,000円以下            | 7年   |
| 300,001円～500,000円     | 8年   |
| 500,001円～700,000円     | 9年   |
| 700,001円～900,000円     | 10年  |
| 900,001円～1,100,000円   | 11年  |
| 1,100,001円～1,300,000円 | 12年  |
| 1,300,001円～1,500,000円 | 13年  |
| 1,500,001円～1,900,000円 | 14年  |
| 1,900,001円～2,300,000円 | 15年  |
| 2,300,001円～2,700,000円 | 16年  |
| 2,700,001円～2,900,000円 | 17年  |
| 2,900,001円～3,100,000円 | 18年  |
| 3,100,001円～3,300,000円 | 19年  |
| 3,300,001円以上          | 20年  |

備考 1 貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額とする。

- 2 第15条第2項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更する場合における貸与金額は、1による奨学金の総額に大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために貸与を受けた資金の総額を加えて得

た額とする。

**別表第2（第18条関係）**

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 常時心神喪失の状況にあるもの                |
| 2 両眼の視力が0.02以下に減じたもの            |
| 3 片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの |
| 4 そしゃくの機能を失ったもの                 |
| 5 言語の機能を失ったもの                   |
| 6 手の指を全部失ったもの                   |
| 7 常に床について複雑な介護を必要とするもの          |
| 8 その他精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの    |

備考 1 この表に掲げる障害は、症状が固定し、又は回復の見込みがないものに限る。

2 視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。

**別表第3（第18条関係）**

- |                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの                                   |
| 2 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を理解することができない程度以上のもの |
| 3 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの                              |
| 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの                                    |
| 5 片手を腕関節以上で失ったもの                                      |
| 6 片足を足関節以上で失ったもの                                      |
| 7 片手の三大関節中2関節又は3関節の機能を失ったもの                           |
| 8 片足の三大関節中2関節又は3関節の機能を失ったもの                           |
| 9 片手の5指又は親指及び人差し指を併せて4指を失ったもの                         |
| 10 足の指を全部失ったもの                                        |
| 11 脊柱、胸郭又は骨盤軟部組織の高度の障害、変形等により労働能力が著しく阻害されたものの         |
| 12 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの                             |
| 13 その他精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの                    |

- 備考 1 この表に掲げる障害は、症状が固定し、又は回復の見込みがないものに限る。
- 2 視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。